

浜松市自主防災隊資機材等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、自主防災意識の高揚を図り、災害時においてその機能を十分発揮させ、迅速かつ適切な防災活動を実施するために、自主防災隊に対して交付する補助金について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 自主防災隊とは、浜松市自主防災隊連合会に属する単位自主防災隊のことをいう。

2 統合 複数の自主防災隊を1つの自主防災隊に編成することをいう。

3 分割 1つの自主防災隊を2つ以上の自主防災隊に編成することをいう。

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる者は、自主防災隊とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助事業及び補助金額)

第4条 補助の対象とする事業経費及び補助金の額は次の表のとおりとする。なお、各区分の補助金の額は千円未満切り捨てとする。

2 自主防災隊の統合に伴う活動事業費の補助金限度額は、統合した年を含まず3年間適用することができる。

区分	対象となる事業経費	補助率及び補助限度額
活動事業費	防災活動に必要な資機材の整備及び防災活動に伴う費用（別表第1）	2/3 以内 （上限：算出世帯数基準（別表第2）×70円+5万円） ただし、複数の自主防災隊を統合した場合の上限は、以下の通りとする。 統合後の算出世帯数基準×70円+統合した旧自主防災隊数×5万円
倉庫整備費	防災資機材を格納する倉庫の新設、更新、移設、大規模修繕に要する費用	1/2 以内 （上限：20万円）
整備事業費	急激な人口増加等に伴い新設された自主防災隊の防災活動事業費、防災倉庫整備費	次の金額の少ない額の 1/2 以内 （1）事業費 （2）算出世帯数基準（別表第2）×5,000円+50万円

※補助対象の資機材・倉庫は防災に特化したものとし、多目的に使用するものは対象外とする。

※倉庫整備費の大規模修繕は、活動事業費の補助金額を超える経費を要する修繕を対象とする。

※整備事業費の対象となる自主防災隊とは、次の各号に掲げるものをいい、急激な人口増加を伴わずに、既存の隊からの分割や統合で結成された自主防災隊は対象から除外する。

(1) 宅地造成事業に伴う急激な人口増加により結成された自主防災隊

(2) 区画整理事業に伴う急激な人口増加により結成された自主防災隊

なお、整備事業費の交付を受けた隊は同年度中に活動事業費、倉庫整備費の交付は受けることができないものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる交付申請書を市長の定める期限までに市長に提出しなければならない。

(1) 活動事業費及び倉庫整備費 自主防災隊資機材等整備費補助金交付申請書(活動事業費・倉庫整備費) (第1号様式)

(2) 整備事業費 自主防災隊資機材等整備費補助金交付申請書(整備事業費) (第2号様式)

2 自主防災隊の統合に伴う活動事業費補助金の但し書きの適用を受ける自主防災隊は、前項1号に規定する申請書に統合したことが確認できる書類を添付しなければならない。

(交付の決定及び条件)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知書は、自主防災隊資機材等整備費補助金交付決定通知書(第3号様式)によるものとし、次の各号に定める条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項。

2 市長は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべき旨の条件を付することができる。

(補助事業の計画変更)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた後に、補助事業の計画に変更が生じたときは、次の各号に掲げる事業計画変更承認申請書により市長の承認を得るものとする。

(1) 活動事業費及び倉庫整備費 自主防災隊資機材等整備費補助金事業計画変更承認申請書(活動事業費・倉庫整備費) (第4号様式)

(2) 整備事業費 自主防災隊資機材等整備費補助金事業計画変更承認申請書(整備事業費) (第5号様式)

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助事業の計画変更がやむを得ないものと認めるときは、自主防災隊資機材等整備費補助金変更決定通知書(第6号様式)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告書は、次の各号に掲げる実績報告書とし、事業完了後、別に定める日までに市長に提出しなければならない。添付書類は別表第3に定めるとおりとする。

(1) 活動事業費及び倉庫整備費 自主防災隊資機材等整備費補助金実績報告書(活動事業費・倉庫整備費) (第7号様式)

(2) 整備事業費 自主防災隊資機材等整備費補助金実績報告書(整備事業費) (第8号様式)

(交付の確定)

第9条 規則第14条の規定による確定通知書は、自主防災隊資機材等整備費補助金確定通知書(第9号様式)とする。

(補助金の請求)

第10条 補助金を請求しようとする者は、自主防災隊資機材等整備費補助金請求書(第10号様式)により市長に請求しなければならない。

(補助金の概算払いの請求)

第11条 自主防災隊の運営経費として特に必要な場合は、規則第16条第2項のただし書きを適用し、決定された事業費にかかる補助金額の範囲で概算払いの請求をすることができる。

2 概算払いの請求をしようとする者は、自主防災隊資機材等整備費補助金概算払い申請書(第11号様式)及び自主防災隊資機材等整備費補助金概算払い請求書(第12号様式)により市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、自主防災隊の代表者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第19条の規定により、自主防災隊は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した単価2万円以上の財産を取得後5年以内に処分を行う場合は、あらかじめ財産処分承認申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

3 財産処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して市長が定める期間とする。

(財産の管理等)

第14条 規則第19条に規定する補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、事業の完了後においても保管状況を明らかにするとともに、その効率的な使用を図らなければならない。

2 補助金事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 規則第18条の規定による返還命令書の通知は、自主防災隊資機材等整備費補助金返還命令書(第14号様式)による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

別表第1

区分	番号	品目等	番号	品目等
1 防災活動に必要な 資機材の整備費用	1	街頭用消火器	46	燃料、LPガスボンベ
	2	街頭用消火器格納箱	47	燃料携行缶
	3	消火用バケツ	48	給水バック
	4	砂袋・土のう袋	49	ポリ容器・ポリタンク類
	5	小型動力ポンプ・水中ポンプ	50	受水槽
	6	消火用ホース	51	ろ水機(浄水機)
	7	管槍	52	備蓄食料、非常用飲料水
	8	消火用ハンドル	53	可搬型スロープ
	9	パール	54	仮設トイレ
	10	のこぎり	55	簡易トイレ・ポータブルトイレ
	11	掛矢	56	トイレ用備品(非常用排便収納袋等)
	12	つるはし	57	トイレレットペーパー、トイレ凝固剤
	13	リヤカー	58	おしりふき
	14	ジャッキ	59	汚物(嘔吐物)処理入れ
	15	スコップ	60	消毒用アルコール
	16	ロープ	61	毛布
	17	丸太	62	津波避難施設用ブランケット
	18	斧(まさかりを含む)、万能斧	63	寝袋(避難所使用分)
	19	鍬	64	要配慮者用紙オムツ
	20	石み	65	非常用保存ウエットタオル
	21	なた	66	乳母車(避難用)
	22	ペンチ	67	一輪車
	23	鉄線ばさみ、鉄線カッター	68	電池メガホン(携帯拡声器)
	24	ハンマー(大・片手)	69	黄色ハンカチ(安否確認用)
	25	チェーンブロック	70	発動発電機
	26	ウインチ	71	投光器一式
	27	チェンソー	72	LEDランタン
	28	エンジンカッター	73	充電ケーブル、カーチャージャー
	29	折りたたみはしご	74	モバイル充電器(乾電池式)
	30	脚立	75	乾電池
	31	ゴムボート	76	携帯無線(トランシーバー含む)
	32	ストレッチャー・担架	77	無線機バッテリー
	33	救急セット(医薬品、副木等)	78	立入禁止看板
	34	AED	79	災害時用防災伝言シート
	35	血圧計	80	標旗、腕章
	36	体温計	81	防火帽、防火長靴
	37	防災テント	82	ヘルメット
	38	テント(天幕)・三(四)方幕	83	強力ライト(ヘルメットライト含む)
	39	防災用マット	84	防塵メガネ
	40	防災用ベッド	85	防塵マスク、サージカルマスク
	41	ブルーシート	86	ビブス
	42	間仕切り用の板・ダンホール	87	ライフジャケット
	43	鍋	88	安全带
	44	釜または移動式炊飯器	89	耐熱服
	45	ガスコンロ	90	防火手袋、耐切削手袋、革手袋

2 防災活動に伴う費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品、クリーニング、啓発チラシ、防災地図の作成等、研修経費(講師派遣料、会場使用料)、防災教育用備品、訓練消火器等 ・ 訓練実施に伴う費用は、訓練1回実施につき、1万円を計上。ただし、防災資機材等整備費と合わせて申請するものとし、回数は6回までとする。
3 その他市長が特に必要と認めたもの	防災服、防災用資機材の修繕費、感染症対策用資機材の購入等

別表第2

自主防災隊資機材等整備費補助金
算出世帯数基準

1 自主防災隊資機材等整備費補助金 算出世帯数表	
区 分 (世帯数)	算出世帯数
～ 49 まで	0
<u>50</u> ～ 99	50
<u>100</u> ～ 249	100
<u>250</u> ～ 499	250
<u>500</u> ～ 749	500
<u>750</u> ～ 999	750
<u>1,000</u> 以上	1,000

2 算出基準とする世帯数

- ・前年度の4月1日現在の世帯数を、上記表のとおり区分し、算出世帯数を定める。
- ・自治会と自主防災隊が同一でない隊にあっては、当該自主防災隊の代表者が報告する数とする。

別表第3 添付書類

1 活動事業費
<ul style="list-style-type: none"> ・納品書又は請求書等の購入物品の品名、数量及び金額がわかる書類の写し ・領収書の写し ・1品2万円以上の資機材を購入した場合は、納品状況がわかる写真 ・印刷製本費については成果物1部 (インターネット、通信販売等での購入について) ・納品書、領収書等を発行できるか事前に購入先に確認すること。 ・納品書、領収書等の発行ができない場合は、代用として品名、数量、金額が記載されている発注完了画面や発注完了メール等を印字したものを添付すること。
2 活動事業費 (その他訓練実施に伴う費用)
<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の実施状況が確認できる写真 (訓練実施ごとに添付) ※被写体に人物が写り、訓練を実施していることが容易に確認できる写真
3 倉庫整備費
<ul style="list-style-type: none"> ・納品書又は請求書等の購入物品の品名、数量及び金額がわかる書類の写し ・領収書の写し ・整備した倉庫の写真及び更新の場合は従前倉庫の写真
4 整備事業費
<ul style="list-style-type: none"> ・納品書又は請求書等の購入物品の品名、数量及び金額がわかる書類の写し ・領収書の写し ・1品2万円以上の資機材を購入した場合は、納品状況がわかる写真
(その他)
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての領収書、請求書等の宛名は「〇〇自主防災隊」として記載されていること。 ・1品2万円以上の資機材 (倉庫整備費を含む) を購入した場合は、資機材の正面等、容易に確認できる場所に「〇〇自主防災隊」と表記されていること。

あて先
浜松市長

申請者 _____ 自主防災隊

隊長氏名 _____
(署名又は記名押印)

隊長住所 _____

(電話) _____

自主防災隊資機材等整備費補助金交付申請書（活動事業費・倉庫整備費）

自主防災隊資機材等整備費補助金（活動事業費・倉庫整備費）の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 交付を受けようとする補助金の額

区 分	金 額
活動事業費補助金	円
倉庫整備費補助金	円
計	円

3 補助事業収支予算書

収入の部

区 分	金 額	
地元負担金	円	
市補助金	活動事業費補助金	円
	倉庫整備費補助金	円
計	円	

支出の部

区 分	金 額
活動事業費	円
倉庫整備費	円
計	円

4 事業の内容

(1) 活動事業費

資 機 材 名	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)
実施予定訓練		10,000	
計			

(2) 倉庫整備費

メーカー・規格	構造	面積	設置場所	単価(円)	数量	金額(円)
計						

5 補助事業の効果

6 補助事業に関して生ずる収入金の有無

7 補助事業の完了予定日

令和 年 月 日

8 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

自主防災隊資機材等整備費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・(法人その他の団体の場合) 上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

あて先
浜松市長

申請者 _____ 自主防災隊

隊長氏名 _____
(署名又は記名押印)

隊長住所 _____
(電話) _____

自主防災隊資機材等整備費補助金交付申請書（整備事業費）

自主防災隊資機材等整備費補助金（整備事業費）の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 交付を受けようとする補助金の額

区 分	金 額
整備事業費補助金	円

3 補助事業収支予算書
収入の部

区 分	金 額
地元負担金	円
整備事業費補助金	円
計	円

5 補助事業の効果

6 補助事業に関して生ずる収入金の有無

7 補助事業の完了予定日

令和 年 月 日

8 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

自主防災隊資機材等整備費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・(法人その他の団体の場合) 上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(3) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

自主防災隊長 様

浜松市長

自主防災隊資機材等整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請のあった自主防災隊資機材等整備費補助金については、次のとおり交付を決定します。

記

1 補助金の額

金 _____ 円

内 訳	金 額
活動事業費補助金	円
倉庫整備費補助金	円
整備事業費補助金	円

2 補助の条件

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項。
- (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (7) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (9) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておかなければならない。

あて先
浜松市長

申請者 _____ 自主防災隊

隊長氏名 _____
(署名又は記名押印)

隊長住所 _____
(電話) _____

自主防災隊資機材等整備費補助金事業計画変更承認申請書（活動事業費・倉庫整備費）

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた自主防災隊資機材等整備費補助金事業（活動事業費・倉庫整備費）の計画を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更する補助金の額

区 分	変更前額	変更後額	差引金額
活動事業費補助金	円	円	円
倉庫整備費補助金	円	円	円
計	円	円	円

3 収支予算書の変更状況

収入の部

区 分	変更前額	変更後額	差引金額
地元負担	円	円	円
市補助金	活動事業費補助金	円	円
	倉庫整備費補助金	円	円
計	円	円	円

あて先
浜松市長

申請者 _____ 自主防災隊

隊長氏名 _____
(署名又は記名押印)

隊長住所 _____
(電話) _____

自主防災隊資機材等整備費補助金事業計画変更承認申請書（整備事業費）

令和 年 月 日付浜松市指令 第 号の補助金交付の決定を受けた自主防災隊資機材等整備費補助金事業（整備事業費）の計画を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更する補助金の額

区 分	変更前額	変更後額	差引金額
整備事業費補助金	円	円	円

3 収支予算書の変更状況

収入の部

区 分	変更前額	変更後額	差引金額
地元負担	円	円	円
整備事業費補助金	円	円	円
計	円	円	円

浜松市指令 第 号
令和 年 月 日

自主防災隊長 様

浜松市長

自主防災隊資機材等整備費補助金変更決定通知書

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号の補助金交付決定通知書
に係る自主防災隊資機材等整備費補助金の補助金交付決定金額 金 円を下記
のとおり変更決定します。

記

変更決定額

金 _____ 円

内 訳	金 額
活動事業費補助金	円
倉庫整備費補助金	円
整備事業費補助金	円

あて先
浜松市長

申請者 _____ 自主防災隊

隊長氏名 _____
(署名又は記名押印)

隊長住所 _____

(電話) _____

自主防災隊資機材等整備費補助金実績報告書（活動事業費・倉庫整備費）

令和 年 月 日付浜松市指令 第 号をもって交付の決定を受けた補助金に係わる事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

1 事業完了年月日

令和 年 月 日

2 収支の状況及び補助事業により生ずる収入金

(1) 収支の状況

収入の部

区 分		交付決定額	実績額	差引金額
地元負担金		円	円	円
市 補 助 金	活動事業費補助金	円	円	円
	倉庫整備費補助金	円	円	円
計		円	円	円

支出の部

区 分		交付決定額	実績額	差引金額
活動事業費		円	円	円
倉庫整備費		円	円	円
計		円	円	円

(2) 補助事業により生ずる収入金

3 事業内容及び効果

(1) 事業の内容

活動事業費

資 機 材 名	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)
実 施 訓 練		10,000	
計			

訓練等の実施状況（具体的にご記入ください）

訓 練 内 容	実 施 日

※訓練ごとに写真の添付が必要です。

（写真の添付が無い場合は、補助対象外となります。）

倉庫整備費

メーカー・規格	構造	面積	設置場所	単価(円)	数量	金額(円)
計						

(2) 事業の成果

4 申請の内容と相違した場合は、その理由

5 交付の確定を受けたい額

金額		百万	拾万	万	千	百	拾	円
----	--	----	----	---	---	---	---	---

市 役 所 処 理 欄	<p>前記報告事項について関係書類と照合・審査した結果、適正と認められた。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>審査 (検査担当者) ㊟</p>
----------------------------	---

あて先
浜松市長

申請者 _____ 自主防災隊

隊長氏名 _____
(署名又は記名押印)

隊長住所 _____

(電話) _____

自主防災隊資機材等整備費補助金実績報告書（整備事業費）

令和 年 月 日付浜松市指令 第 号をもって交付の決定を受けた補助金に係わる事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

1 事業完了年月日

令和 年 月 日

2 収支の状況及び補助事業により生ずる収入金

(1) 収支の状況

収入の部

区 分	交付決定額	実績額	差引金額
地元負担金	円	円	円
整備事業費補助金	円	円	円
計	円	円	円

支出の部

区 分	交付決定額	実績額	差引金額
防災倉庫建設費	円	円	円
防災資機材購入費	円	円	円
計	円	円	円

(2) 補助事業により生ずる収入金

3 事業内容及び効果

(1) 事業の内容

(ア) 建設した防災倉庫

面積 (m²) 金額 (円)

(2) 事業の成果

4 申請の内容と相違した場合は、その理由

5 交付の確定を受けたい額

金額		百万	拾万	万	千	百	拾	円
----	--	----	----	---	---	---	---	---

市 役 所 処 理 欄	前記報告事項について関係書類と照合・審査した結果、適正と認められた。 令和 年 月 日 審査 (検査担当者) 印
----------------------------	---

自主防災隊資機材等整備費補助金請求書

金額		百万	拾万	万	千	百	拾	円
----	--	----	----	---	---	---	---	---

ただし、令和 年 月 日付け浜 第 号によって交付の確定を受けた自主防災隊資機材等整備費補助金

上記のとおり請求いたします。

令和 年 月 日

あて先
浜松市長

申請者 千

浜松市 区 町 番地
丁目 番 号

_____ 自主防災隊長 _____

電話 _____

振込口座

金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 農 協		
口座種別	普通預金 ・ 当座預金	口座番号	第 号
フリガナ			
振込口座名			

注 「〇〇町自治会」「〇〇町会計」など自主防災隊名義以外の場合、委任状をご提出ください。

あて先
浜松市長

申請者 _____ 自主防災隊

隊長氏名 _____
(署名又は記名押印)

隊長住所 _____

(電話) _____

自主防災隊資機材等整備費補助金概算払い申請書

令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた自主防災隊資機材等整備費補助金について、概算払いをしていただきたく次のとおり申請します。

記

1 概算払いを必要とする理由

2 概算払いを必要とする期日及び金額

3 概算払いを必要とする金額の内訳 (収入支出計画書)

収入

区 分	金 額	内 容	収入計画
計			

支出

区 分	金 額	内 容	支出計画
計			

自主防災隊資機材等整備費補助金概算払い請求書

金額		百万	拾万	万	千	百	拾	円
----	--	----	----	---	---	---	---	---

ただし、令和 年 月 日付け浜松市指令 第 号によって交付の決定を受けた自主防災隊資機材等整備費補助金の概算払い分

上記のとおり請求いたします。

令和 年 月 日

あて先
浜松市長

申請者 千

浜松市 町 番地
丁目 番 号

_____ 自主防災隊長 _____

電話 _____

振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農 協			本店 支店
口座種別	普通預金 ・ 当座預金	口座番号	第	号
フリガナ				
振込口座名				

注 「〇〇町自治会」「〇〇町会計」など自主防災隊名義以外の場合、委任状をご提出ください。

あて先
浜松市長

申請者 _____ 自主防災隊

隊長氏名 _____
(署名又は記名押印)

隊長住所 _____
(電話) _____

財産処分承認申請書

浜松市自主防災隊資機材等整備費補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、下記のとおり処分したいので、規則第19条の規定により申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格
- 3 処分を行う理由
- 4 処分の方法
- 5 処分予定年月日

